

保険医療材料制度の見直しについて 材料価格調査について

価格調査の調査結果の正確性及び調査手法について

➤ 中央社会保険医療協議会保険医療材料専門部会（平成29年2月8日）（一部改変）

2. 対応の考え方(案)

○「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」を踏まえた保険医療材料制度の見直しについて、以下のような視点から保険医療材料の様々な特性等を十分に踏まえつつ、以下の考え方に基づき、必要な検討を進めていくこととしてはどうか。

(1) 薬価制度改革と同様に検討すべき事項

① 価格算定方式の正確性・透明性の確保

② 外国価格調整の方法の改善

今回ご議論いただきたい点

③ 価格調査の調査結果の正確性の確保(*)

(*)薬価制度の抜本改革に向けた基本方針(平成28年12月20日)において、「薬価調査に関し、調査結果の正確性や調査手法等について検証」とされている。

平成27年度に実施した特定保険医療材料・再生医療等製品価格調査について

1. 趣旨

材料価格基準改正の基礎資料を得ることを目的として、特定保険医療材料について、保険医療機関、歯科技工所及び保険薬局に販売する医療機器販売業者の販売価格及び一定率で抽出された医療機関等での購入価格を調査。

2. 調査期間

平成27年5月から同年9月取引分を対象として、平成27年10月5日から同年10月23日の間で実施(ただし、ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び保険薬局調査分については、平成27年9月取引分のみを対象)。

3. 調査の対象及び客体

(1) 販売サイド調査(回収率67.3%)

保険医療機関に特定保険医療材料を販売する医療機器販売業者の全数
調査客体数 6,475客体

(2) 購入サイド調査(回収率66.7%)

① 病院及び一般診療所(歯科診療所を除く。以下同じ。)の全数を対象とし、以下のように抽出された病院及び一般診療所を
客体とする。

ア 病院の全数から層化無作為抽出法により4分の1の抽出率で抽出された病院。
調査客体数 2,141客体(回収率66.4%)

イ 一般診療所の全数から層化無作為抽出法により80分の1の抽出率で抽出された一般診療所。
調査客体数 1,300客体(回収率60.8%)

② 歯科診療所の全数を対象とし、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された歯科診療所。
調査客体数 1,181客体(回収率58.2%)

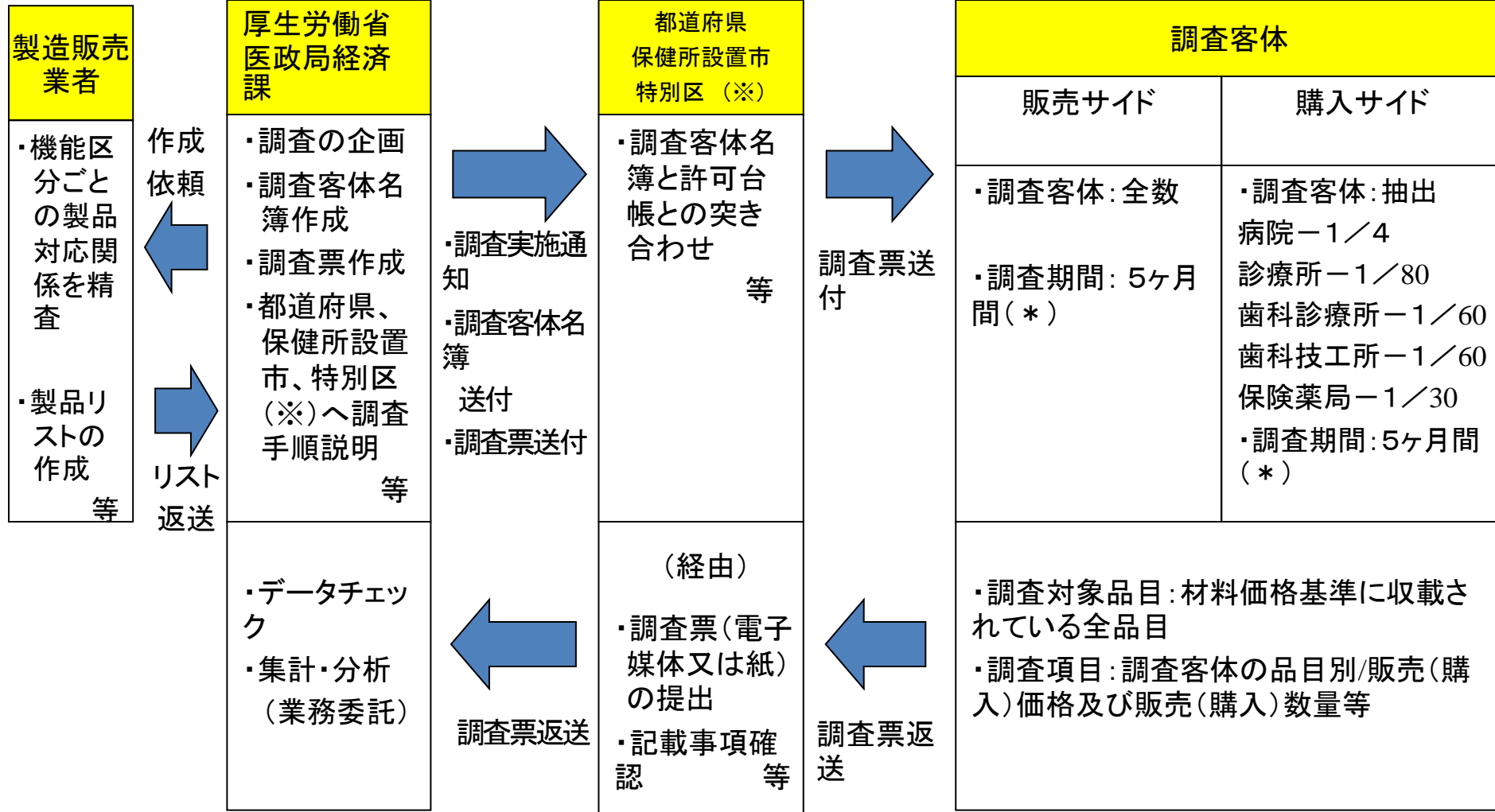
③ 歯科技工所の全数を対象とし、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された歯科技工所。
調査客体数 94客体(回収率40.7%)

④ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により30分の1の抽出率で抽出された保険薬局。
調査客体数 1,892客体(回収率77.8%)

4. 調査事項

材料価格基準に記載されている特定保険医療材料の品目ごとの販売(購入)価格及び販売(購入)数量を調査。

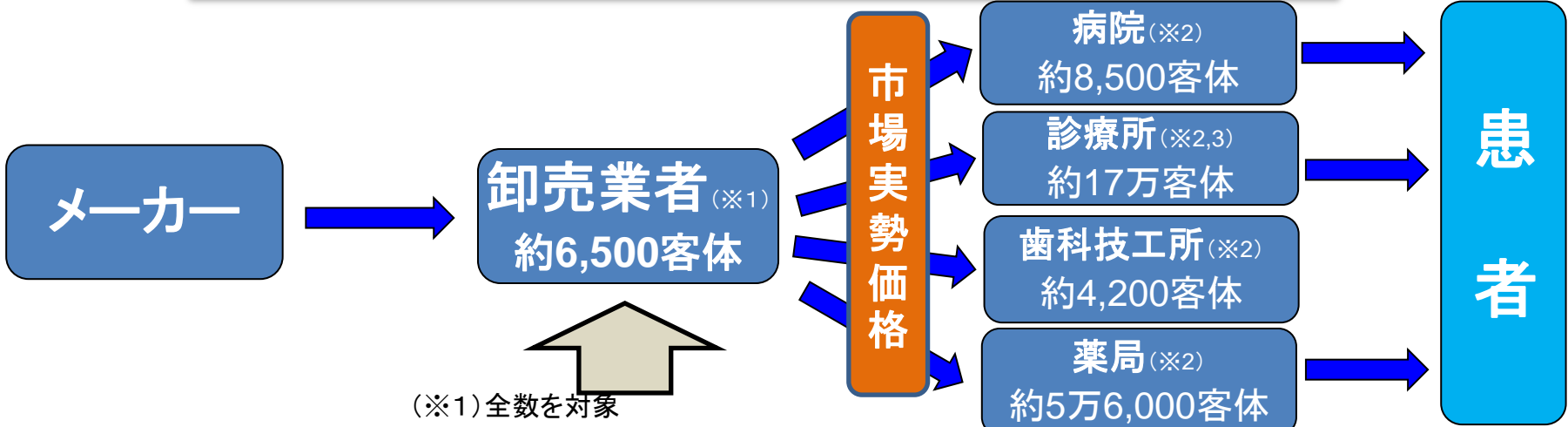
特定保険医療材料・再生医療等製品価格調査の流れ



(※) 保健所設置市及び特別区は調査客体のうち、販売サイドに係る対応のみ

(*) ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び保険薬局調査分については、1か月の取引分のみを対象

特定保険医療材料等の市場実勢価格の把握について



(※1)全数を対象

材料価格調査

(※2)調査客体を抽出

(※3)診療所には歯科診療所を含む

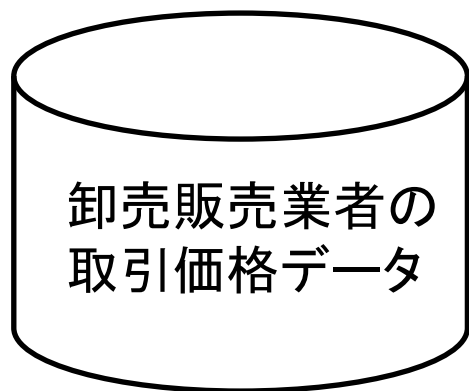
材料価格調査における価格把握の考え方

- ◆ **公定価格である償還価格（材料価格基準）は、市場実勢価格に基づき改定**
 - 市場実勢価格は、卸売販売業者と保険医療機関・保険薬局間の取引価格である。
 - 価格交渉により変動する取引価格を正確に把握しているのは、「販売側（卸）」と「購入側（医療機関等）」のみであり、この取引価格が当事者以外に漏れることは他の価格交渉に重大な悪影響を及ぼし、卸売業が成り立たなくなる。
- ◆ **市場実勢価格の把握方法**
 - 現行調査は、卸売業者の重要な企業秘密である取引価格を任意の協力により把握している。
参考：材料価格調査の回収率67.0%（平成27年度）
 - 仮に、全保険医療機関等を対象に調査する場合は客体数が膨大となり、非効率。

市場実勢価格の把握については卸売販売業者の取引価格データを主に活用することが最も効率的

材料価格調査結果の正確性の担保について

- ◆ 様々な角度からの検証(各種調査)を行い、調査結果の正確性を担保している。
- ◆ 調査結果については、平均乖離率を公表している。



検証

○購入側の価格本調査

対象：病院1/4、診療所1/80、歯科診療所1/60、歯科技工所1/60、
保険薬局1/30を抽出

調査：卸業者への調査とともに本調査を実施

○行政職員による実地調査

対象：卸売販売業者（販売側調査）

調査：国・都道府県による訪問調査

論点

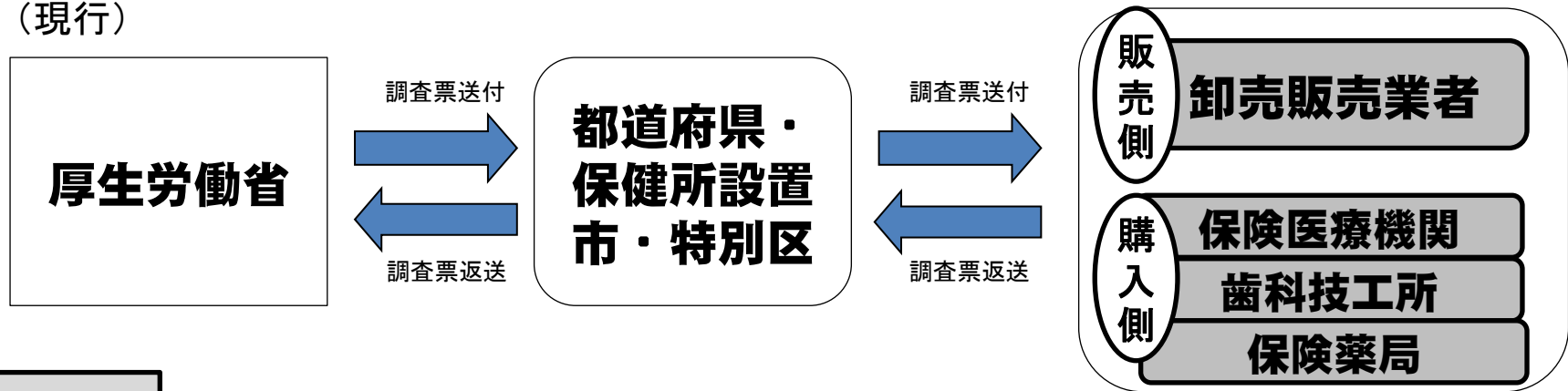
- 調査結果の正確性を担保する観点から、調査データをさらに検証する仕組みとして、どのようなことが考えられるか。
- 調査結果の精度を高めるため、より回収率を上げるための工夫を講じるべきではないか。

材料価格調査の調査手法について

- ◆ 材料価格制度の見直しにより、調査の正確性を担保しつつ調査負担の軽減を図る必要がある。

※現行の材料価格調査で、卸売販売業者は既に調査に対応した仕組みを構築しているため、調査手法の仕組みそのものの変更は望ましくない。

(現行)



論点

- 調査の効率性の観点から、本調査については、都道府県等を経由せず、厚生労働省から直接客体に調査票を配布し、回収を行うこととしてはどうか。

※この際、調査客体を確定するための調査、訪問調査については、これまでどおり許可権者である都道府県等に依頼する。

- 調査データを検証する仕組みをどう考えるか。
- 上記について、平成29年度本調査から適用してはどうか。